

◇放課後子ども教室モデル事業について（案）

○モデル事業の目的

平成31年度を目途に事業実施を予定している「放課後子ども教室」事業について、複数の小学校において事業内容を限定して試行的にモデル事業を実施することにより、利用者（児童・保護者）ニーズの実態や事業の効果、実施に係る課題及び経費の見込等を分析・検証することによって、より効果的で効率的な事業スキームの構築を図る。

○モデル事業の実施校

市内45小学校から、モデル事業対象校としてブロック別（北部、東部、中部、南部）に1校を選び、計4校でモデル事業を実施する。

○モデル事業対象校選定の考え方

平成31年度に事業を全校で本格実施した場合に、学校運営全体に与える影響をはじめ、既存の留守家庭児童会室事業や放課後自習教室事業、さらには学校休業日の土曜日等に実施の枚方子どもいきいき広場事業等に与える影響や調整を要する課題ができるだけ具体的に把握できるよう、それらの事業が継続的かつ安定して一定の規模・回数で展開されている小学校を選定する。

○モデル事業（平成30年度）の実施期間

第1クール：5月14日（月）～7月31日（火）：最大55日実施

第2クール：10月1日（月）～12月21日（金）：最大60日実施

※各学校の行事等によって実施日が若干異なることがある。

○モデル事業の実施内容種別

児童の希望、保護者のニーズ（「児童の放課後の過ごし方に関する調査結果」等）を踏まえた内容

Aパターン：校庭又は体育館、図書室の自由開放（指定専用室を確保）

Bパターン：Aパターンに加え、定期・随時の体験活動等の教室を開催：最大30日開催

※いずれの場合も、放課後自習教室は現状の枠組みで継続する。

○モデル事業の標準実施時間（基本）

第1クール：図書室及び指定専用室：14:30～17:00、校庭又は体育館開放：15:30～17:00

第2クール：図書室及び指定専用室：14:30～16:30、校庭又は体育館開放：15:30～16:30

※6限の授業終了までは校庭・体育館の使用は困難であるため、校庭又は体育館開放は15:30～とする。

○モデル事業の学校別実施区分

①モデル事業実施（2校） 第1クール：Aパターン実施 → 第2クール：Bパターン実施

②モデル事業実施（2校） 第1クール：Bパターン実施 → 第2クール：Aパターン実施

○モデル事業の実施方式と実施体制

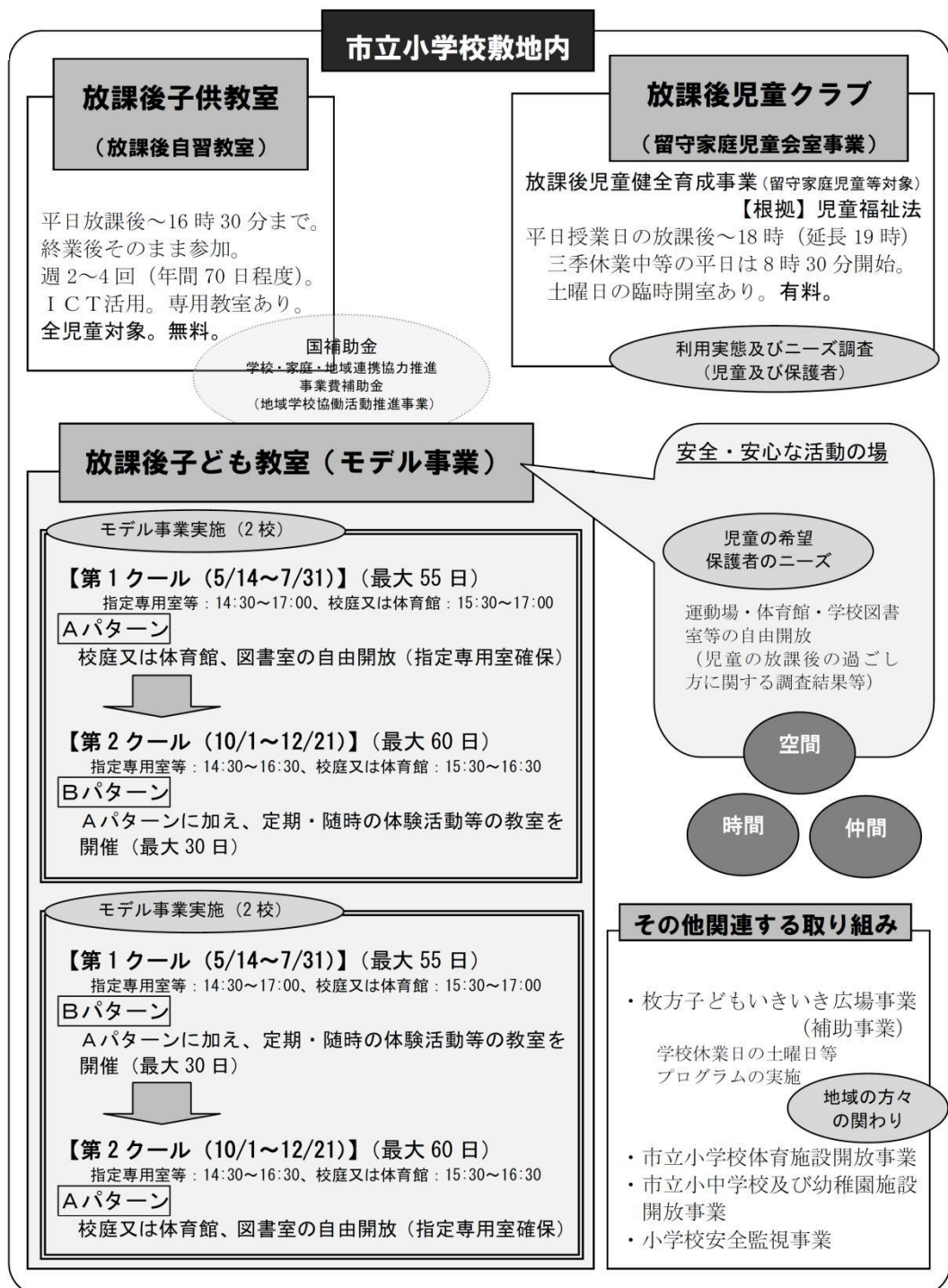
モデル事業の実施方式は、対象校4校一括の事業委託で実施する。事業委託先の決定は、類似事業の運営実績を有する企業または公益法人、NPO等を対象として選定する。

事業実施に当たっての管理運営については、次表のとおり、種別及び従事内容ごとに人員配置を行い、事業実施体制を確立する。なお、児童の放課後対策審議会の意見を受け、統括責任者には、放課後子ども教室における児童の活動の支援等を行えるよう専門的な知識を持った人員の配置を行うこととする。

【人員配置基準】

種 別	従事内容	配置人員	人数
Aパターン	活動の総括、事業の企画・連絡調整、児童の活動の支援 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	統括責任者	1人
	校庭又は体育館の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	図書室及び指定専用室の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
Bパターン	活動の総括、事業の企画・連絡調整、児童の活動の支援 ※教員、幼稚園教諭、保育士等の有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験者を想定	統括責任者	1人
	校庭又は体育館の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	図書室及び指定専用室の安全確保及び参加児童への安全指導、助言	安全指導員	1人
	教室実施会場における体験活動・学習等にかかる指導・助言	教室指導員	1人

【イメージ図】



安全・安心な活動の場

児童の希望
保護者のニーズ

運動場・体育館・学校図書室等の自由開放
(児童の放課後の過ごし方に関する調査結果等)

空間

時間

仲間

その他関連する取り組み

- ・枚方子どもいきいき広場事業(補助事業)
学校休業日の土曜日等プログラムの実施
- 地域の方々の関わり
- ・市立小学校体育施設開放事業
- ・市立小中学校及び幼稚園施設開放事業
- ・小学校安全監視事業